

2019年
もてぎスポーツカートフェスティバル
5時間耐久レース

特別規則書

■もてぎスポーツカートフェスティバル特別規則書

本大会は、皆で安全に楽しくモータースポーツを行なうことを趣旨とし、FIA 国際モータースポーツ競技規則および国際カート競技規則、ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則及びJAF国内カート競技規則とその付則、シリーズ共通特別規則書、本レース特別競技規則に従って開催される。また、皆が協力し合い、また上級者は初心者に対する配慮等を行なうこと。

なお、本規則書には最低限守らなければならない事が記載されているに過ぎず、記載されていない内容について、何をしても良いということではない。また、スポーツ精神に基づいたルールの精神を侵すような言動は厳に謹むこと。

第1章 大会開催に関する事項

- 1.大会役員： 公式プログラムに記載
- 2.大会事務局： レンタルカートフェスティバル事務局
- 3.競技会オーガナイザー及び開催場所・日時
 - (1) 競技会オーガナイザー： レンタルカートフェスティバル事務局
 - (2) 開催日/開催場所： 2019年2月17日(日) / ツインリンクもてぎ 北ショートコース
- 4.大会目標
 - (1) 全チーム完走。参加者全員が楽しくレースを行ない、まずは完走を目指して下さい。
 - (2) ノーペナルティー。ペナルティが無くマナーのよいレースにしましょう。
* ペナルティー0(ゼロ)、リタイヤ0(ゼロ)、事故0(ゼロ)、楽しさα(無限大)
- 5.公式通知に関する規定
本規則に記載されていない競技運営に関する実施の細目及びドライバーに対する指示細目は、本規則書付則及び公式通知によって公示される。なお、公示の方法はエントラント(フェスティバル賛同カートコース)に送付するか、掲示板に掲示される。

第2章 競技会参加に関する事項

- 1.延期、中止または取り止め及び変更に関する事項
オーガナイザーは、大会の一部あるいは全部を延期、中止、または取り止めることができる。イベントの全部あるいは24時間以上延期する場合、必要経費を差し引いたエントリーフィーが返還される。また、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。なお、オーガナイザーはイベントの内容を変更する権限を保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

2.参加申込

(1) 参加申込期間

		参加申込期間
Rクラス(レンタルスポーツカートクラス)		11月1日～12月15日
Sクラス(スポーツカートクラス)	賛同施設からの参加の場合	11月1日～12月15日
	上記外からの場合 ※	12月1日～12月20日

※ Rクラスはレンタルカートフェスティバル賛同施設からの参加に限定される。

※ 合計50台を超えるエントリーがあった場合は抽選により参加チームを決定する。

※ 参加台数が30チーム未満の場合は、大会不成立となる。

(2) 参加資格

		参加資格
R クラス (レンタルスポーツカートクラス)		レンタルカートフェスティバル賛同施設で認定を受けた者で、走行ルール、マナーを熟知し、安全に楽しくレースが出来る中学生以上の方。
S クラス(スポーツカートクラス)	レンタルカートフェスティバル賛同施設からの参加の場合	
	<u>上記外からの場合 ※</u>	<u>A. 2018 年 K-T A I にドライバーとして参加した方。</u> <u>B. 「ライセンス+走行実績」(当該年度 中学生以上)</u> <u>※下記 1 ライセンスを所持のうえ、2 の走行実績を満たした方。</u> <u>1 ライセンス (下記のいずれかを所持)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JAF ライセンス</u> ・ <u>SL ライセンス</u> ・ <u>TRMC-S ライセンス※1</u> ・ <u>SMSC ライセンス※2</u> <u>※1. ツインリンクもてぎ走行会員の略称</u> <u>※2. 鈴鹿サーキット走行会員の略称</u> <u>2. 走行実績</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>イ) 2018 年 8 月 31 日以降にツインリンクもてぎのロードコース、または北ショートコースを走行した実績を有すること。</u> <u>ロ) 過去 3 年以内の K-T A I にドライバーとして参加した実績を有すること。</u>

(3) 受理または拒否の通知

大会開催の 1 ヶ月前から開催当日を除き 1 週間前までの消印を持ってエントリー (フェスティバル賛同施設) に発送する。

(4) 申込場所

各フェスティバル賛同施設

※S クラス(スポーツカートクラス) で、フェスティバル賛同施設以外からの参加を希望する場合は、ツインリンクもてぎのフェスティバル事務局に申し込むこと。

(5) 必要なもの

(a) 参加申込書及び誓約書、安全認定書、参加ドライバーが未成年の場合は別途誓約書

(b) エントリーフィー : S クラス (スポーツカートクラス) 46,000 円

: R クラス (レンタルスポーツカートクラス) 76,000 円 (カートレンタル料含む)

共済会費 : ドライバー 3,000 円、ピットクルー 500 円、ヘルパー 1,000 円

3. エントリーの受理と拒否

(1) オーガナイザーは理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終決定とする。この場合、エントリーフィー及び保険料は全額返還される。

(2) エントリーの受理は、必要事項の全てが明記された参加申込書兼誓約書およびエントリーフィー、保険料が申込場所で受理された時点でオーガナイザーの参加承認が成立するが、拒否の通知は開催日までに通知される。

(3) 一旦受理されたエントリーフィー及び保険料はいかなる理由があっても返還されない。

4. 保険

- (1) ドライバー及びピットクルーは、参加申込と同時にオーガナイザーの指定する傷害保険（もてぎ・鈴鹿共済会）に加入すること。また練習も含めて健康保険証を携帯すること。
- (2) レース中、事故等で怪我などをした場合は、必ず当日に第 1 パドック内メディカルセンターにて診察を受けること。診察記録がないと共済会が適用されない場合がある。

5. レース車両

- (1) レース参加車両は、以下の車両に限られる。
GX200、GX270、EX21、KX21、MZ200
- (2) レース中、破損や故障による部品交換は認められる。また、車両や施設などの破損修理代は、参加者負担となる。

6. 車両検査

非合法な部分がありながらも、なお車検員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

- (1) ドライバーは車両検査に立ち合わなければならない。
- (2) カート車両とその装備類は清潔、かつ正しく整備された状態でなければならない。
- (3) イベント後の重量車検のあとに、上位 3 チームは車両検査を行なう。

7. 最低重量

- (1) 最低重量は、チーム毎に参加ドライバーの平均体重に車両重量を加えた重量を S クラスは 140 k g 以上、R クラスはチームごとのドライバー平均体重でピット回数を定める。重量確認計測は R クラスが競技前に全チーム、協議終了後に入賞チーム、S クラスは協議終了後に入賞チームが行なう。ただし、女性選手の重量確認計測は希望者のみとする。
- (2) ウェイトを積載する場合はボルトで脱落しないよう固定すること。

第3章 競技に関する事項

1. 信号 競技中ドライバーに対する走行指示は、下記の旗に従って行なわれる。

①国旗

競技開始。

②緑に黄色の山型

ミススタートを示す。(再度スタートを行なうためにグリッド整列)。

③赤旗

レース中止。すべてのドライバーはただちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行して停止すること。

④青旗

周回おくれになろうとしている者に示される。

静止： 追い越されようとしているので、現在の進行方向をそのまま保持せよ。

振動： 他のドライバーによって追い越されようとしているのでその者に譲れという意味。

⑤黄旗

静止： 危険である。徐行せよ、追越を禁止する。

振動： 非常に危険である。追越を禁止する。停止準備をせよ。

⑥赤縦縞の入った黄旗

静止： 前方路上に油や水たまりがあり、路面が滑りやすいことを意味する。

振動： 油や水たまりがすぐ近くの路上にあり。

⑦緑旗

競技続行せよ。障害は除去された。

⑧オレンジディスクのある黒旗(番号をそえて掲示)

技術的トラブルのある車両のドライバーに対する停止命令。そのドライバーは車両修理後再出走できる。

⑨対角線で黒と白に分かれた旗と示された数字

指示された番号のカートに対する非スポーツマン的行為に対して最後の警告。

⑩黒旗

指示された番号のカートは、ただちにピットインし、規定のペナルティが課される。

⑪黒と白のチェッカー旗

競技終了。ダブルチェッカー(チェッカーフラッグを2度受けること)は罰則対象(失格含む)となる。

2. 公式練習

全てのドライバーは、定められている時間内に公式練習に参加しなければならない。

3. スタート

(1) スタートはグリッドからのスタンディング方式とし、グリッド順は当日受付時に抽選で決定する。

(2) 時間内にスターティンググリッドにつけなかった者及びエンジンをストップしてスタートできなかった者はピットにて修理した後、ピットからのスタートとなる。

4. 出走台数

(1) 全てのレースの出走台数は50台までとする。但し、51台以上のエントリーがある場合は、抽選により参加チームを決定する。

(2) エントリー台数が30台に満たない場合にはレース不成立とされ、レースは開催されない。

5. レース中のルール

- (1) コーナーは常に先入優先とし、追い抜きを行なう者は前方のカーターの走行を妨害してはならず、また前方のカーターは後続車の進路を妨害してはならない。
- (2) コース審判員が反則または妨害行為(故意なプッシング、ブロッキング、その他の非スポーツマン的行為)とみなした者については、競技長よりペナルティが課される。されにその行為が2回以上に及ぶ時は失格とする場合がある。
- (3) いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはならない。
- (4) レース中は、やむを得ない場合を除きコースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- (5) 故意にコースから外れて走行することはショートカットとみなされる。
- (6) 衝突を避けるためにやむを得ずコースアウトした場合は、その最も近い場所から再びレースに復帰しなければならない。
- (7) レース中にコース内で停止してしまった場合、他のドライバーに自分が動かないことを示し、それらが過ぎ去ってから車両をレースの障害とならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。
- (8) コース上における再スタートはドライバー自身で行なわなければならない。ただし、グラベルなどやむをえない場合は、オフィシャルが補助する場合もある。
- (9) レース中にゼッケンまたはゼッケンプレートが脱落等で判読不可能となった場合は、周回数が記録されないことがある。
- (10) ドライバーは工具等を携帯することはできない。また工具を取りにピットへ戻ったり、ピットクルーがコース内に立ち入って作業することはできない。
- (11) ドライバー交替やピット作業は決められた場所で行なわなければならない。
- (12)トラックとピットロードを区分するイエローラインをカットすることはできない。カットした場合はペナルティの対象となる。
- (13) レース進行中パドックに入ったカーターはレースを放棄したものとみなされ、再びコースインすることは許されない。
- (14) 事故に見舞われたカーターは、オフィシャルによって検査のために停止を命じられる場合がある。
- (15) 競技長は、不相当もしくは危険とみなしたカーター及びドライバーを除外する権限を有する。
- (16)トラックとピットロードを区分するクラッシュパッドに接触してはいけない。接触した場合は安全走行義務違反として、ペナルティの対象となる。
- (17) 黄旗区間(黄旗提示ポスト～トラブル現場)では、追い越しの他に、スピンやコースアウト等をした場合もペナルティの対象となる。

6. ドライバーサイン

- (1) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティを課することがある。
 - (a) コース上で停止した場合は、両手を高く上げ、他の走行車両に合図する。
 - (b) ピットイン、ピットアウトする場合は、片手を頭上に高く上げる。

7. 完走

- (1) 完走者は、レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後に2分以内に自力で同ラインを通過するか、トップチームの周回数の60%以上走行したチームとする。
- (2) 「自力」の定義は、他のいかなる者の援助も受けずカーター自身もつ動力、重力などの自然現象による方法のみによりコース上を正しい方向に進行できる状態をいう。
- (3) フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーとカーターは一体となっていなければならない。
- (4) ドライバーはフィニッシュラインを通過後徐々にスピードを落とし(追越は禁止)正規のコースを走行してスタートラインにもどらなければならない。
- (5) 完走者となった者のみが入賞の対象となる。
- (6) 先頭のカーターが規定の時間を終了する前にチェッカー旗が表示された場合は、その時点をもって競技終了とする。

8.ペナルティ

- (1) ペナルティは1分間のピットストップ又は、失格が課せられる。ただし、レース終了まで10分を切った時点よりマイナス1周又は失格が課せられる。
- (2) ペナルティ時は該当車両に対し黒旗が掲示され、直ちに定められたペナルティストップ場所でペナルティを受けること。
- (3) 1分ストップ又は失格の適用は以下の通りとする。
進路妨害、プッシング、フラッグ無視、逆走、ピットロード徐行違反、ドライバー交替時のエンジン停止違反、フライング、安全走行義務違反、ピット作業違反、イエローラインカット、危険行為、その他。
- (4) 失格…故意に行なう危険行為、故意にオフィシャルの指示を無視する行為、その他悪質な行為。

9.セーフティーカー及びフルコースコーション

- (1) トラブル発生時にコントロール室の決定によりセーフティーカーが介入する。セーフティーカーコースイン後、原因車両は自走してピットに戻ることを禁止する。
- (2) フルコースコーションは以下の順に行なわれる。
セーフティーカー介入決定後、直ちに全ポストは黄旗、メインポストは黄旗とS Cボードを掲示し、セーフティーカーが先頭車両に関係なくコースインする。全ての車両はセーフティーカーを先頭に1列に整列しなければならない。追越は禁止。もしトラブル等で隊列についていけなくなった場合は、後続車に合図を送り、ラインをはずして走行すること。フルコースコーション中にピットインすることは可能だが、ピットアウトはオフィシャルの指示に従うこと。セーフティーカーがピットインしメインポストで緑旗が振動表示されたら、コントロールラインよりフルコースコーションは解除される。その際、コントロールライン手前での追越は禁止する。
また、フルコースコーション中は給油場の入り口はクローズドとなり、どうしても給油が必要な場合はフルコースコーションが終了するまで、給油場入り口で待機することが出来る。

10. 順位の認定

- (1) 順位認定は、コントロールライン上（ピットレーン上含む）でチェッカーを受けて最終周回を完了した車両に対して優先的に与えられる。
- (2) 順位はチェッカーフラッグが振られた後に完了する周回数が多い車両から決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュライン（ピットレーン上含む）通過順位によるものとする。
- (3) 最多周回数チームの走行した周回数の60%以上を走行したチームは、完走として認定される。

11. ピット及びパドック内におけるルール

- (1) ピットクルーは場内では定められたクレデンシャルをつけていなければならない。
- (2) ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内に入り作業できる者は、当該レースに出場しているドライバーと、そのチームに登録されたピットクルー、ヘルパーのみとする。
- (3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、そのチームに登録されたピットクルーに限り、各自のピット前のサインエリアにて行なうことができる。
- (4) ピットクルーの行為に関する最終的な責任は、チームに帰属する。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーへのペナルティ（黒旗含む）となる場合がある。
- (5) ピットエリア内における火気の使用は全て禁止する。
- (6) 持込燃料はすべて消防法により認められた金属製の携行缶に保管すること。
- (7) パドック内での競技車両の走行は禁止する。
- (8) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、禁止する。これに違反したドライバー及びピットクルーは大会から除外される場合がある。

12. R クラス（レンタルスポーツカートクラス）のピットストップ義務回数及び車両破損

- (1) チームのドライバー平均体重により1分間のピットストップ義務回数が与えられる。また、ドライバー平均体重計測において女性の場合是一律65kgで計算するものとする。
- (2) ピットストップは指定場所のみにおいて認められ、ドライバー交代をしなければならない。
- (3) ピットストップの度に、待機エリアにあるカートに乗り換えるもとし、乗り換えの際は計測用ポンドとゼッケンを付け替えること。
- (4) 1分間のピットストップで係員が車両の点検を行い、破損があった場合、その部品代はチーム負担となる。

ピットストップ義務回数

ドライバー平均体重	ピット回数
55 kg未満	11 回
55 kg以上 60 kg未満	10 回
60 kg以上 65 kg未満	9 回
65 kg以上 70kg 未満	8 回
70kg 以上 75kg 未満	7 回
75kg 以上	6 回

13. 給油

R クラス（レンタルスポーツカートクラス）

- (1) 給油は指定されているRクラスのドライバー交替エリア内で運営スタッフが行うものとする。
- (2) 給油の目安は、待機エリアのカートが燃料タンク内に1.5リットル以上、2リットル未満になるように調整する。

S クラス（スポーツカートクラス）

- (1) Sクラスは、燃料を各自用意する。
- (2) レース中の給油作業は車検場付近に設定される指定給油場所においてのみ認められる。
- (3) 1回の最大給油量は2ℓ以内、3分間のピットストップが義務付けられる。3分間のピットストップは給油場所で行ない、その間、給油とドライバー交替に関する作業以外は禁止される。また、給油作業は必ず2人以上で行ない、1人は消火器を持って待機すること。消火器は大会事務局にて用意したものを使用すること。
- (4) 給油した際はドライバー交替をしなければならない。給油の際のドライバー交替は給油所で行なうこと。交替したドライバーは、給油後コースインする前に他のドライバーと交替することは出来ない。
- (5) 大会事務局指定の給油用タンクに、各自で用意した燃料2ℓ以内を各ピットで入れる。その後、給油場の係員まで持って行き、係員が燃料の量や指定給油用タンクの確認を行なう。確認後、給油終了時まで、そのまま給油所の指定場所にて保管される。
- (6) スタート時のガソリン搭載量は、2ℓ以内とする。
- (7) セーフティーカー介入時、給油場入口はクローズされ給油場に入ることは出来ない。ただしクローズ前に入っていた場合は、給油作業終了後にコースインすることが出来る。また、どうしても給油が必要な場合は給油場入口手前で待機することが出来る。
- (8) 燃料は、ツインリンクもてぎロードコースのパドックで販売しているガソリンを使用するものとし、添加剤等の使用は禁止する。また、レース前車検でガソリン販売証明書を車検表に添えて提出する事。

14. 車両検査

- (1) 全車15分以上の車両保管を行なう場合がある。
- (2) 技術委員長はスタートした全ての車両に関し車両検査を行なう権限を保有するものとする。技術委員長、技術委員が検査を行なう際はエントラント、ドライバー、ピットクルーは責任を持って車両の分解及び組み立てを行なわなければならない。関係役員、当該車両のドライバーおよびピットクルー以外は、車両検査に立ち合うことは

できない。

(3) 車両検査に応じない場合は失格とされる。

15. 抗議

(1) 方法と取り扱い

抗議の方法及びその取り扱いについては、JAF 国内カート競技規則第 13 章に定める所による。

また抗議のできるのは当事者であるエントラントのみとする。

(2) 提出

抗議は競技長に抗議料を添付の上、提出するものとする。

(3) 提出の時間制限

(a) 技術委員または、車両検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。

(b) 競技中の過失または、反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とする。

(c) 競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 分以内とする。

(4) 抗議料

抗議料は 20,000 円(消費税込)とする。

第 4 章 エンジン及びカートに関する事項

車両は安全に製作し、かつドライバー及び他の競技者に対して何ら障害を引き起こすものであってはならない。

1. エンジン

エンジンはフェスティバル事務局の承認済みのもので、下記の細目を満たしていなければならない。本規則書でいう改造とは、切削・付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更を指す。エンジン構造パーツの取付方法、取付方向はメーカーの出荷時の状態でなければならない。ドレンボルトについては、オイル漏れによるレース中断を避けるため、ワイヤーロックを義務付けとする。

【R クラス (レンタルスポーツカートクラス)】

全てレンタル車両のため、一切の調整や変更を禁止する。ただしドライバー交代時 (車両変更時)、ドライバーの体格に合わせるために使用する、補助ペダル等の使用は認められる。

【S クラス (スポーツカートクラス)】

使用可能エンジン・・・GX200、GX270、EX21、KX21、MZ200

(1) エンジン

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

(2) クラッチ及びトランスミッション

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

(3) エアクリーナー及びノイズボックス

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

(4) キャブレター

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

(5) 点火系統

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

(6) 排気系統

2018 年度 K-TAI 特別規則書に準ずる。

2. カート

前 1 項に規定する当該エンジンを搭載し、「JAF 国内カート競技車両規則」に適合する車両、または大会事務局が認めた車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。

(1) シャシー

フレームメーカーは自由。但し市販されているものに限る。フレームパーツは各フレームに合ったものを使用し安全上問題のあるパーツや改造は禁止する。

(2) ボディカウル、サイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリングは標準装備のもの、もしくは同等の性能を有するもの(市販品に限る)を必備とし、取付はビス等でしっかりと固定すること。カラーリング及びエンブレムグラフィックの変更は認められる。また、ボディー周りにおいてサイドボックス、フロントスポイラー等はプラスチック製またはその同等の物とし、その外側に、スチール製の枠(または同等の物)等の装着は禁止する。

(3) ゼッケンナンバーは 車両の前方、後方、左右 4ヶ所に必備とし、前方はフロントパネルを利用し、後方はリアバンパーに装着するものとする。プレートを使用する場合は、素材が不透明で柔軟性のあるプラスチックで、鉄、アルミ製は禁止される。また大きさと形状は四隅に丸み(直径 1.5~2.0cm)をもたせた幅 21cm の正方形とする。

(4) 競技ナンバーは、定められた形状のものを取り付けなければならない。

各クラスの配色は下記の通りとする。

	S クラス (スポーツカートクラス)	R クラス (レンタルスポーツカートクラス)
ゼッケンベース	黄	主催者で準備します。
ゼッケン文字	黒	

(5) タイヤのカッティング及び一切の付加は禁止される。また、タイヤは次のタイヤのみ使用できる。

	S クラス (スポーツカートクラス)	R クラス (レンタルスポーツカートクラス)
ドライタイヤ	ダンロップ DF2、DRK-SP ブリヂストン YDS(HF) ヨコハマ ED	—
レインタイヤ	銘柄は自由。市販品に限る。	使用不可

(6) フロントブレーキの使用は禁止とし、大型リアバンパー、チェーンガードは必備とする。

※フロントブレーキ装着車もキャリパーあるいはローターの取り外し、ブレーキホースの取り外し等、明確に使用不能な状態であれば出場可能。

(7) バックミラーの使用は、スポーツカートクラスは自由とする。

(8) K-TAI 等で使用している大型フロントスポイラーの使用は可とする。

3. 服装

(1) ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となる。競技を安全に行なうことを目的に皮製、JAF 公認または CIK/FIA(FMK)公認レーシングカートスーツ、あるいは同等以上の強度を持つもの着用が義務づけられる。ヘルメット、グローブ(手首まで完全に覆うもの)、ブーツ(足首を包み保護する靴)は、それぞれ丈夫かつ効果的なものでなければならない。

(2) リブプロテクターの装着を義務付けとする。

(3) ヘルメットはフルフェイス型でシールドは必備とし、下記の規格のいずれかを有するものが望ましい。なお著しく角張ったものは禁止される。また傷のあるもの、製造より2年以上経過したものは使用を認めない場合がある。

日本工業規格(JIS)	T-8133 2種
スネル規格(SNELL)	1985 以降
アメリカ規格(ASA)	Z90-1
イギリス規格(BSI)	2995
西ドイツ規格(DIN)	4848
フランス規格(NFS)	72-305

第6章 成績及び賞典に関する事項

賞典

レース賞典

各クラスの最終順位に対して下記の賞典が与えられる。(クラスの参加数が5チーム未満の場合は賞典対象外)

- (1) スポーツカートクラス 1～3位…カップ・副賞
- (2) Rクラス(レンタルスポーツカートクラス) 1～3位…カップ・副賞
- (3) 総合とび賞(10位、20位、30位…)、プービー賞

第7章 損害補償

オーガナイザー及び大会役員の業務遂行によって発生したドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車両の損害に対して、主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の保証、責任を負わないものとする。

第8章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは次のものに関して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治・宗教に関連したもの
3. 本大会に関係するスポンサーと競合するもの

もてぎ・鈴鹿共済会（MS 共済会）保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

- (1) 死亡保険金： 事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。
- (2) 後遺障害保険金： 事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、120万円～3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3) 入院保険金および手術保険金： 事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合… 1日につき3,000円（1000日限度）
手術の場合… 保険会社の定める約款の支払区分通り。
- (4) 通院保険金： 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数… 1日につき1,500円（90日限度）
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行なっている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書
(ただし、医師を指定する場合もある)
※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。